

埼玉学園大学・川口短期大学 機関リポジトリ

仮説的对象の現実性について：
カント『純粹理性批判』 「經驗的思考一般の要請」
章の検討を通じて

メタデータ	言語: 出版者: 公開日: 2024-03-27 キーワード (Ja): キーワード (En): 作成者: 浜田, 郷史 メールアドレス: 所属:
URL	https://saigaku.repo.nii.ac.jp/records/2000054

This work is licensed under a Creative Commons Attribution-NonCommercial-ShareAlike 4.0 International License.



仮説的对象の現実性について

— カント『純粹理性批判』「經驗的思考一般の要請」章の検討を通じて —

On the Actuality of Hypothetical Objects

The Scope of “the postulates of Empirical Thought in General” in Kant’s “Critique of Pure Reason”

浜田郷史

HAMADA, Satoshi

本稿の目的は、カントの『純粹理性批判』において、様相概念が集中的に研究される「經驗的思考一般の要請」章の解釈を通じて、科学における「仮説」の役割を明らかにすることである。カントは、經驗的对象を狭義の知覚の対象より拡張して使用する。その際、そうした対象は現実的であるとされる。このような現実性は、感覚で捉えられない微小な物質のみならず、エーテルなどの科学的な根拠のある仮説にも当てはまるものである。そこで本稿では、こうしたカントの言う現実性の三つの点に注目したい。すなわち、經驗における諸知覚の相互連関の問題、第二に、知覚が非感覺的な対象を仮説的に示すという知覚の志向性の問題、第三に、この表象関係においては、仮説の概念的理解が先行して必要になる、という問題である。本稿は、可能的なものと現実的なものに概念レベルで差異はない、というカントの洞察をもとに、仮説の対象の現実性が、単なる可能性と現実性との区別をもたらす哲学的類推によって見出されることを示す。

はじめに

本稿の目的は、自然科学的認識における“仮説”の役割を、『純粹理性批判』（以下『純理』）の「様相」概念、とりわけ現実性という様相の分析を通じて明らかにすることにある。カントが「經驗的思考一般の要請」章（以下「要請」章）で論じる様相は、現存在の相関項である（B199）。本稿では、この現存在がむしろ通常の意味では存在しないもの、特に仮説的な対象をも含むことを重視する。仮説的对象をも「經驗」の枠内に取り入れることで、

科学における仮説の源泉を想像力ではなく、經驗を可能にする条件、すなわち概念の能力（悟性）に求めることができる。更に、仮説を形成することと現実性の理解は連動しているということから、創造的な思考の行使に先立って法則的な經驗世界があるわけではなく、両者は相即していることが示される。

行論は次のように進む。まず、カントの現実性の原則の眼目が仮説形成にあることをテキストに基づいて示し、本稿の問題を設定する（第1節）。次に、様相カテゴリと関係カテゴリとの区別が先行研究では不十分で

キーワード：カント、純粹理性批判、經驗的思考一般の要請、仮説、現実性

Keywords : Kant, Critique of Pure Reason, the Postulates of Empirical Thought, hypothesis, actuality

あることを示した上で（第2節）、その区別を提示しているカント自身の議論を哲学的に辿る（第3節）。続いて、この議論からはカント自身の主張が維持できなくなるという疑いを示す（第4節）。最後に、「要請」章の議論を仮説形成における様相概念の超越論的機能を論じたものとして一貫して理解することで、問題が解決されることを示す（第5節）。

第1節 「要請」章における仮説形成の文脈

まず、カントが現実性という様相に与えた「原則」と、それを説明するためにカントの用いた例を挙げる。次のように言われる。

物の現実性を認識しようとする要請は、知覚つまり意識された感覚を要求する。もっとも、直接にその現存在が認識されるべき対象についての知覚ではない。そうではなく、一つの経験一般のあらゆる実在的な統一を示す経験の類推に従って、この対象と、何らかの現実的な知覚が連関していることを要求するのである。（A225/B272）

物の現存在がいくつかの知覚と、知覚の経験的結合の法則（類推）に従って連関しているならば、物の知覚に先立って、したがって比較的アプリアリに事物を認識することができる。こういう場合には、可能的な経験において物の現存在は我々の知覚と連関しており、我々はこの類推の手引に従って、我々の現実的知覚から事物へと、可能的諸知覚の系列をたどることができるのである。例えば、あらゆる物体に一貫した磁気物質が現に存在す

ることを、この物質の知覚は我々の性質によって我々には不可能であるとはいえず、鉄粉がひきつけられることを通じて認識する（A226/B274）。

第一の引用では、「物」の現実性が知覚と連関することが述べられるが、その連関は直接見出される事実ではなく、「要請」されるものとされる。第二の引用では、その実例として、鉄粉が動いているという知覚をもとにして、目には見えない微細な「磁気物質」（以下エーテル）が現実存在するという認識が挙げられている。

様相は、我々の認識が知覚から知覚されないエーテルの存在に到達するという、きわめて限定された文脈において使用されている。この文脈を、本稿では仮説形成と呼んでおく。カントの言う現実的なものは、私の眼前にある知覚の風景や身体のような、通常の意味において現実的なものだけを意味しているのではない。それは、現実的である権利を有しているものも包括しているように思われる。そしてカントは、この主張には「現実性の唯一の特徴」（B273）である知覚との関連が必要であると述べている。この意味での現実性は、それ自身として知覚であるというよりは、知覚から間接的に推論されるものと言ってよい。

これに対して、繁田2018は、ここでカントが念頭に置いているのは、感覚で捉えられない微細な現実性のことであるとする（繁田2018: 181）¹⁾。繁田は、その例として、磁力や超音波をあげる。確かに、我々の感覚器官では捉えきれないが因果的な振る舞いをする存在もまた、カントの言う現実性を持つ経験のうちに入らなければならない。しかしそれだけであれば、この箇所では主張されているカ

ントの現実性は（感覚し得ないものも含む）既知の因果関係に尽きていることになる。しかし、カントにとって、エーテルという呼び名は我々が磁力や超音波に対して持つような意味を有さない。それは、「可能的諸知覚の系列をたどること」によって到達される未知の物質であり、「磁力は近接力である」という理論と現象を一致させる仮説的な概念なのである。

ところで、実際の学説としての“磁力は近接力である”という理論（渦動説）に対する物理学者としてのカントの誤った信念が、この「権利問題」に関係しないことを注意しておきたい。思想史的には、磁力は空間を満たすエーテルによって媒介されるとする渦動説は、すでに維持しがたい説となっていたことが知られている中で、カントは未だそれを支持しているとされる²⁾。ではカントにとって、エーテルは科学的な検討抜きに主張される神秘的な存在やユニコーンのような虚構なのか。そうではあるまい。エーテルは将来的に細菌やウイルスのような“実在”となる権利上の正当性を秘めていた。その理由は、引用文に示すように、それが知覚に媒介されており、それゆえに「現実的」であるからだ。このように、エーテルの科学的仮説としての地位は知覚との関わりによって確保される。以上の考察によって、カントの議論にさしあたって次のような前提条件を見出すことができる。本稿は仮説が持つこうした三つの条件について以下で考察するものである。予め、ここに見いだされる問題を示しておこう。

①知覚は「物の現存在」と連関しうるものでなければならない（経験の非因果的相互連関性）。

第一に、鉄粉の運動とエーテルを結びつけ

るためには、個々の経験が相互に結びついているということが予め前提されていなければならない。しかも、この相互連関性は、知覚可能な事物（鉄粉の運動）が知覚不可能な対象（エーテル）を表すという、対象論的な構造を持っている（これは例えば鳩が平和を表すのと同様である）。そうした対象関係は、複数の実体の相互関係や因果関係とは異なった構図で理解されなくてはならない。エーテルは仮説上の存在でしかなく、知覚の理由にはなっているが、原因（日光で我々が熱さを感じるように、知覚が渦動に機械的に応答しているというような）とは言えないものである。すなわち、仮説において主張される現実存在は、因果関係とは独立している。しかし、先行研究では因果カテゴリーと異なる様相カテゴリー独自の機能を認めない解釈もあるので、この点には検討が必要である。

②「物の現存在」は、当該の知覚から推論される（仮定された因果性）。

とはいえ、鉄粉とエーテルの連関と、鳩と平和のような記号関係とは、やはり見落とすことのできない重大な差異もある。第一に、記号関係の多くは一対一対応であるが、仮説とデータは一対一対応であることのほうが少ない。様々なデータとの整合的な関係が、モデルや補助仮説の正しさを支持し、こうした複数の補助仮説によって科学上の基本的な理論や概念は支えられている。第二に、エーテルが無ければ鉄粉は動かないだろうとの推測の下、仮説は主張される。つまり仮説の対象は因果関係を持つものとして主張されている。しかし記号にこうした特徴は普通ない。この点で、科学的仮説は、単に恣意的な記号、神話、魔術ではないのである。渦動説は唯一のこの知覚のみに関わるのではなく、様々な異

なる諸知覚に適うべく外界の法則性を主張している。渦動説を含め、科学理論は一般に主観的な憶測ではなく合理的な仮説というべき資格を持つのである。

③知覚の現実性が、逆に仮説の認識の真理性に依存する（現実性の仮説への依存性）。

カントは、鉄粉が動いたこと自体を現実性と呼んでいるのではなく、鉄粉が動いたことを通じてエーテルが存在することを現実性と呼んでいる。知覚が対象を直ちに“実証”するというような素朴な実在論は取れないとしても、知覚は、何らかの形でエーテルの現実性に寄与している。ということは、エーテルが実際には存在しなかったことがわかると、知覚もまた“現実性を与えるもの”とは言えなくなる。現実性は、知覚と対象との関係性を下敷きにし、こうした推論の過程全体が了解された後に与えられるものである。鉄粉が動いたとする知覚は、エーテル存在の仮定が適合するような経験的事例の単なる枚挙（一般化）ではなく、エーテルそのものを発見する機能を持ち、その限りで“現実性を与えるもの”ということができる。この意味で知覚は、対象についての知覚なのである。

この知覚の志向性という性格は、にも関わらず、普通の記号関係や因果関係と異なっている。我々は鳩を通じて平和を思う。しかし、鳩が平和を意味するという人工的な記号関係は、規約として、鳩を見る者に予め知られていなければならない。この規約を知らない者にとって、鳩は平和を表わさない。他方、我々の眼前で蜜蝋が融ける結果は、融解という自然的な一般的法則の実例ではある。しかし、実例の提示もあくまで既知の法則が今・ここでも成立したという追認や、当該の法則のわかりやすい例解にとどまるのである。仮説は

いずれとも異なり、既知の因果関係や知覚に基づいて未知の物質や法則が現実的であると推測するのである。

以上の分析から次のことが帰結するように思われる。すなわち、仮説が現実的であれば、知覚は現実的であり、したがってまた、エーテルが幻想であることが判明したとき、知覚の現実性は見かけに過ぎないこととなり、上述の意味においては維持できなくなるということである。このように真理と偽が関係してくる点で、鉄粉の運動経験は単なる「現象」ではなく、概念的悟性的な意味や意義を有している。このような理論的負荷が抜け落ちて、エーテルなる物質が非現実的な想定に過ぎないと理解した者にとっても、鉄粉が動いたとする知覚は、もちろんその直接的な現前としての確かさを失ってははいない。しかし、それがそれまで果たしていた機能は失われている。すなわち、エーテルについての知覚ではなくなるのである。この意味において、知覚の現実性は仮説を正当化するために必要でありながら、他方において知覚そのものが認識および悟性に依存的である。

対象と知覚とのこうした錯綜した関係は、カントにとって、独立した二つの項が新たに関係するという仕方で考察されてはならない。コペルニクス的転回を踏まえると、中心的な問いは、「物自体」と表象との関連ではなく、表象＝知覚がどのように制限されると対象を保証するかである。『純理』原則論のこの局面では、表象は既に心的イメージや仮象ではなく、我々の意識が直接にアクセス可能な唯一の現実的な現象であると見なされている。知覚から独立の実在が働きかけたときではなく、知覚が特定の条件に従ったとき、“エーテルという仮説的对象に現実性を与えるもの”

という地位を帯びるのである。この意味において「現実的」である限りの知覚はいかなるものなのかが問われる。

以上に関して、本稿の課題を煎じ詰めれば、「要請」章における知覚そのものの持つ志向性、象徴機能とは何かということだ。「現実性の唯一の特徴」である知覚は、こうした条件から考察したとき、どのような意義を持つのだろうか。カントは、知覚がなければいかなる仮説も現実性を持ち得ないと主張している。たしかに、鉄粉が動くという知覚は、エーテルの発見・実証に（少なくともある程度）寄与する。このことはあたかも認識に対する感覚的所与の先行性を要求しているように思われる。つまり、“現実性を与えるもの”は、それ自体がまずもって“現実的なもの”でなければならない。この議論は強力な根拠を持つ。というのも、そうでなければ決定的な“現実的なもの”という内実が欠けてしまい、無限後退になるだろうからである。しかし、そうだとすると、知覚の対象論的な構造は、知覚にもむしろ「概念」との連関がなければならないことを意味している。つまり、知覚が“現実的なもの”であるのは、それが“対象に現実性を与えるもの”という役割を持つことができるからである。知覚経験をこうした役割、形式から見れば、対象の現実性が先立っており、一方で対象についての知覚なしには対象自体が捉えられないので、知覚経験の内実、質料としては知覚自体の現実性が先立っている。二つの現実性を分離すれば、解消し得ない難問が生じる。知覚の形式と質料、という観点に立つとき、二つの“現実的なもの”のどちらが先立つのでもなく、その統合の可能性が示されているように思われる。形式と質料という用語で表せば、ここでのカントの戦

略は、大略すればそのようになろう。では、果たしてこうした構図は妥当だろうか。その中で、知覚はどのような意義を持つのだろうか。本稿では最後にこの問題を検討することになる。

以上のような問題がカントの様相概念の特有の文脈を構成している。だから、本稿の企ても様相を論理学や真理論の見地から考察する研究とは異なったものとならざるを得ない。

第2節 経験の統一と仮説形成

知覚がエーテルを示すためには、経験は未知の物質も含めてすべて相互連関的である必要がある。前節で述べた①は、経験が予め客観的統一を成していることによって可能であるという、カントの原則論の基本的な立場に関わるものである。ところで、カントは「経験の類推」に従って、自然の法則性を導出し、「世界全体の統一」を論証している（A218=B265）。したがって、既に「経験の類推」において、経験の相互連関性が保証されている、とみられるかもしれない。実際、エーテルは「類推の手引に従って」（A225/B272）見出されるとカントは主張している。こうした文言からは、「経験の類推」で得られた成果との関係性が看取されるのは当然ではないだろうか。相互連関性とは、経験の因果的な連結のことではないだろうか³⁾。

しかし、この議論は関係カテゴリーと様相カテゴリーの相違を曖昧にしている。「要請」章において為されていることは、エーテルを発見することなのである。他方、「経験の類推」において為されていることは、エーテルを発見することではなく、そもそもいかなる発見の規則でもない。先行研究が示唆しているように、「経験の類推」はどの結果にも原因があ

るとは主張するが、同一の原因から必ず同一の結果が生じることを論証したものではない（cf. 増山2015:137頁）。したがって、類推でカントが論証したとする現象の因果的な連結は、確かに「要請」章においても重要な役割を果たすものの、それはこの章の基礎的前提としての役割であって、知覚から或る特殊な存在、つまり我々が現に有している特定の科学的認識に関わってエーテルの現実存在を言い当てるような実質的規則では全くない。

またそもそも、エーテルは現代では存在が否定され、因果的な系列としての経験の統一の中に実際上の位置を占めない。このように仮説が後になって否定される例は、自然科学の歴史につきものであるが、こうした可謬性を受け入れる余地は「経験の類推」には認め難い。それゆえ様相における客観的統一は、仮説を含む科学的認識に特有の統一として、「経験の類推」とは切り離して改めて考察する必要があるのではないだろうか。また、「経験の類推」における「関係」とは何よりもまず諸実体の根拠帰結関係である（Watkins 2005: 230ff.）。諸実体の因果的連結を現実性としての諸経験の統一とすぐに同一視するのはやや疑問である。

このように「要請」章の統一概念を「経験の類推」章に求める解釈には問題がある。一方、Grünewald 1986の解釈は、「要請」章の統一概念を、判断内容に近づけて解釈している。彼によれば、客観的経験の成立は主観が出来事を一なる時間において必然的継起として秩序付けることによる。ところで、そうした出来事の「…判断による決定は、経験主体の選択に完全に基づくわけにはいかない。というのも、そうでなければそもそもいかなる客観的な事態も与えられないだろうし、経験され

ないだろうから。それが事実であることを経験主体がいかなる選択によっても判定できないような現在或いは過去の事態は、むしろ逆にほかのもの、つまり直接的で主観的な事態（感覚）を判定し、これらを通じて主体に対して間接的にせよ直接的にせよそれらが事実であることを証明するだろう。当該の諸知覚に基づいているような（それによって何かを識別するような）判断は、かくて現実的である。」（Grünewald 1986: 153）

彼は判断の客観性を規定している経験の時間的な構造を強調し、可能性でなく必然性から現実を説明する方向、つまり、知覚の現実性を外界の持続的存在によって支える解釈の方向を示した。Grünewaldは知覚に基づく判断に現実性を与えるこの対応物を、「経験主体がいかなる選択によっても決定できない」と特徴づける。言い換えれば、この外界はもっぱら認識論的な意味での外なのであって、事態についての客観的言明がきちんとできる者が、その後で知覚の現実性を問題にすることができるのである。知覚の現実性を保証するために、彼は可能的経験の客観的な統一を様相カテゴリーの対応物として自分の論証に組み込んだのである。

現実性としての諸現象の統一の意味を判断と対象の理論に求めたので、様相は実体よりむしろ認識の観点から評価される。だが、問題がないわけではない。Grünewaldの理解では様相の必然性がそのまま因果必然性と見なされるため、様相カテゴリーの独立性に疑念を強める結果となっている（Grünewald 1986: 159）。様相論として述べるべきだったのは、知覚が、命題的・概念的な認識や信念を正当化する（発見・実証する）過程に関与しなければならぬということである⁴⁾。

しかしもう一点の問題は、仮説の取り扱い、それに伴う「感覚」(知覚)の理解にある。なるほどGrünewaldは感覚ないしは知覚の現実性を素朴に前提するのではない。むしろ感覚は「統一」に位置づけられることによって現実的である。しかしGrünewaldは人間の主観の選択を離れた必然的な認識論的統一を考えるから、エーテルという仮説的な存在、我々の構想や象徴機能もまたそのうちに位置づけられるような統一については、全然考えることができない。彼は現実性の持つ動かしがたさについてうまく説明しているが、現実の持つ不確定さや捉えがたさ、予想を超える偶然性についてはうまく捉えきれていないのではないか。

とはいえ、Grünewaldが正しく看取しているように、カントは③を度外視して感覚の現実的な所与を絶対視する全く経験論的な立場に立つことはできない。それでは、「要請」章において、知覚はどのようにしてその志向性を持つのか、つまり①相互連関的かつ②推論的かつ③認識依存的という三つの論点を満たすことができるのだろうか？ 我々は以下で、知覚の現実性をこの問いに関わる限りのもの、つまり仮説形成に対する有用な機能として理解したい。この観点では、諸知覚は統一されつつ、その系列は因果関係とは異なる。更に、そうした解釈は現実性に関する我々の素朴な理解と同等の妥当な意味を与えるものでなければならない。こうして我々は、感覚的所与を無前提に主張する経験論に対して、カントの批判的立脚点を強調することになる。しかしこの足取りはカントにおいては経験論ではなく、むしろヴォルフ派との対峙を通じて歩まれたのであり、以下ではこうした哲学的な事項についても必要な限り立ちいって検討

しよう。

第3節 MW論法とヴォルフ派の概念形成理論

様相カテゴリーが明示的に関わるのは、可能的経験における(=現存在する)対象の現実性と可能性との区分である。従って、この区分は、例えば「エーテルは現実的だ」といった仮説形成に重なるはずである。ここでは、現実性と単なる可能性は、単に言葉上の対概念ではなく、実際に何らかの差異を持っている。そのために、この区分は、判断表で説明されているような判断から直接導出される単なる論理的機能ではない。また、個々のカテゴリーの還元不可能性に基づいて、他のカテゴリーとの相互関係によって説明されえない残余として様相カテゴリーの機能が消極的に憶測されるのかもしれない。しかしそのように理解するだけでは、要するにカントが様相のカテゴリーに区分を見出した際の根本的な気分は見えてこない。だが、様相カテゴリー独自の機能を際立たせることが難しいのは事実である。

カントは判断表では様相が「判断の内容に全く寄与しない」(A74/B100)としていた。様相によっては概念の客観の規定は増大しないという先の第一の引用でも、一見すればこの判断論と並行した事態が考えられる。ところが、例えば因果必然性は明らかに判断内容に関わる。そこで仮に「SがPである」ことの必然性は因果カテゴリーが扱い、「SがPであることは必然的である」という主張は判断の様相である、と切り分けてみる。しかしこの切り分けでは、様相カテゴリーは判断の一般的な形式にかかわるため、どの判断にも等しく与えられる価値に過ぎないことになるの

ではないか。あるいは仮に、客観と連関する限りでの必然性を敢えて様相として切り出したとしても、それは単に因果性の交換概念ないし派生概念となるのではないか。「カントは彼が様相カテゴリーについて議論する至る所で、様相を内容に織り込んでしまっている」（Leech 2012: 277）。因果関係に対する様相カテゴリーの独立性についてすら疑う解釈もある（Bennett 1966: 177）。そこでは、様相カテゴリーは因果性と混同されるか、その副次的機能に還元されてしまう。こうして必然性は認識論的に因果性に還元されるか、単なる論理的機能として理解されるかのいずれかしかないように思われる。

しかし、ヴォルフ派の概念形成理論を批判的に検討しているカントの一連の議論を見ることで、こうした先行研究では見失われている知覚と対象との関連におけるカントの様相概念の決定的な意義が明らかとなる。

これを論じるにあたり、カントの一連の議論をMW論法と名付けた上で、経験的对象の様相は質的に区別されないことを提示する。すなわち様相は、本質や属性によって区別されないものを区別するような認識の可能の条件なのである。結論から言うなら、カントの理解は次のようになる。概念レベルでの本質や属性の特定だけでは、可能性と現実性に区別などない。概念は、知覚との関連を持つことではじめて現実性を与えられる。次節以降では、そのような様相カテゴリーの超越論的機能を、仮説形成の機能として示していく。

まず、MW論法を見ておこう。この議論はヴォルフ学派との継続的な論争の中で洗練された一般的なものであるが、様相が因果カテゴリーと同一視できないという点についても適用可能である。

我々の可能的経験全てに属するのとは別の諸知覚が、それゆえ物質のまったく別の分野がさらに生じうるのかどうかは、悟性には決定できない。…それにしても、われわれの日常の推論の貧しさたるや驚くべきものである。この推論によると、われわれは可能性の巨大な王国を作って、その中で現実的なもの（すべての経験の対象）を単にその一部分である、とするのである。…

現実的なものを作るためには、可能的なものになお何かを付け加えねばならないがゆえに、現実的なものの数よりも可能的なもの数のほうが多い、と他の人は考えるのだろう。だが、この可能的なものに何かを付け加えるということ（Hinzukommen zum Möglichen）が、私にはわからないのだ。というのは、このもの〔注・可能的なもの〕になお付け加えられるようなものなど、不可能なものだろうからである（A230-231/B283-284）

「日常の推論」は「我々の可能的経験」の可能性（das Mögliche）を「可能性の巨大な王国」と見なし、現実性（das Wirkliche）は「その一部分」と見なす。これをカントは誤りに陥っていると指摘している（B346）。そこで以下、この議論をMW論法と呼ぶことにする。

MW論法はあらかじめ可能的な物の全体を考えておき、それに何らかの条件や限定を加えるという概念形成理論の完全な否定になっている。この仮想敵は「彼に先行する合理主義者」、つまりヴォルフ派である（Abaci 2019: 188）。ヴォルフは、可能的な物として

存在者の全体を捉え、「現実的に存在しようがしまいが、存在し得るあらゆるものを、私は可能的と呼ぶ」（『ドイツ語論理学』 § 3）と述べる。そして物が現実化するためには原因・根拠がなければならないとするのが根拠律である。ヴォルフは様相と根拠律を結びつけたのである。こうしたヴォルフの特異な立場と、根拠律の豊富な内容に立ち入る用意は本稿にはないが、いずれにしても、物が汎通的・ネットワーク的に規定されているという根拠律の思想と、現実性や現存在といった様相問題の重ね合わせは、カントの同時代において共有されていた。

そうしてみると、可能的な物（存在者）に何かを付け加えるという考え方は、ヴォルフ派のものであったと思われる。実際、「付け加わる」という語に注目すると、この引用は以前から継続的に行われていた論争の延長という性格を持っていることがわかる。前批判期、カントは「絶対的定立」の思想によって現存在をとらえ、可能性の補完や完成であるとするヴォルフ派と異なる存在論を構築しようとしていた（藤井2014）。カントとヴォルフ派の根拠律に関する論争を扱った藤井は、エーベルハルトの1778年の書簡を紹介している。

私には、やはりカントの考えは間違っているように思います。というのも、絶対的に定立されるべき事物とは何でしょうか？ それ単にその可能性における事物〔＝可能的な事物〕のことであれば、それはどのようにしてその絶対的な定立によって現実的となるのでしょうか？ なおも或る物が付け加わるのでしょうか？（藤井2014、訳は藤井による）

ここでは攻守が交代している。つまり可能的な物に「なおも或る物が付け加わる」という考えをエーベルハルトはカントに帰しているのである。藤井によれば、これはエーベルハルトが、カントの新しい「絶対的定立」なる概念がヴォルフ派と内実において何も変わらないということを示さんがためであった。数年後、『純理』においてカントは意趣返しをするかのように「付け加え」とわざわざ記しこれを批判する。ここで見えてくるのは、様相カテゴリーと因果性カテゴリーの区分は、可能的なものから現実的なものに進むヴォルフ派の思考の拒絶の上に成り立っているということである。それは、可能的な物に「何か」を「付け加え」現存在を「作る」という物の実現（因果性）と現実（様相）との混同を、理論的に克服した上に成り立っていると見なければならぬ。以上から、様相カテゴリーは因果カテゴリーとは独立であることが示されたとしよう。

第4節 感覚的所与を何らかの質と見なすことができないこと

可能的なものとは現実的なものにはいかなる質の違いもない——このことがMW論法によって示された。では、いかにして質の違いがない二つの様相が区別されるのか。まず、これは解答困難な問題であり、カントには全く根拠があげられないということもありうる（カント自身の無知）。しかしこれは容易に否定できる。カントが懐疑論者同様にその区別の根拠を理解できなかったとするのは首肯しがたい。

それゆえカントは何らかの根拠に基づいた応答をなしうると考えられる。実際、MW論法に続く箇所はカント自身の根拠に基づいた

応答になっている。

その応答は略次のようにまとめられよう。
 (1) 悟性能力と理性能力が区別される。(2) 悟性能力は知覚に関係している。(3) ところで、「何らかの知覚…と経験的法則に従い結合されているものは現実的なものである」(A231-232, B284)。(4) ただし知覚は直接的でなくてもかまわない(エーテルなど)。(5) 可能性に付加される別のものとは、実際には「知覚との結合」(ebd.)である。(結論) それゆえ、悟性能力に関しては、たとえMW論法を受け入れたとしても、なお可能的なもの現実的なもの、両者は区別されることができる。

この結論は正しいのだろうか。そうだとすればそれはなぜか。最も簡単な答えは、以上の(1)～(5)がそれだけですでに十分確実な事項だからだ、というものである。しかしMW論法は、類の種差による定義といった既知の手段を用いてカテゴリーを規定しようとする相手(「日常の推論」)の主張の無効を指摘しているだけであり、これは、自分の理論の正当性を示すことにはならない。それゆえ、(1)～(5)は何か別の論拠を通じて確かなものでなければならない。

だが(3)知覚を付加されたものが現実的であるという主張は、現実と可能の区別の論拠になるというより、むしろそれ自体が問いに値するように思われる。しかも、カントは、(3)は反対者の主張と同じように類の種差による限定の議論に陥っているのではないと主張できなくてはならない。これは議論の最低条件である。(3)はカント哲学において一般的に言えることであって特段の証明も注釈も必要ないと言われるかもしれない。しかし、感性に何か特別な質があり、それゆえ空

虚な純粹概念に感性的に与えられたものを付加すれば現実に達するというのだろうか。だとすれば、カントは、自分の理論だけではなぜか自分の鋭い批判を免れていると考える愚か者であることになろう。様相の区分は、感覚的所与の現実性は全てに先行していて、これが何らかの可能的なものに現実性を与える、という考えに決定的に依存しているように見える。カントは、ヴォルフ派の概念形成理論を批判し、特定の質を持った存在者に現存在の根拠を与えることを拒絶しながら、どのようにして最終的に知覚に「現実性の唯一の特徴」を見定めているのだろうか。

第5章 問題の解決 知覚が現実的であるとはいかなることか

カントは知覚をそれ自身が持つ現前性ではなく、対象に対する志向性として理解している。そこから改めて、「我々はかの類推の手引に従って、我々の現実的知覚から事物へと、可能的諸知覚の系列をたどることができる」という一節を考えてみよう。まず「類推」ということであるが、これは「経験の類推」を指すのではなく、哲学的な類推一般を指している、と解することができる。ここで哲学的な類推とは、次のようなことを指している(以下、A179/B221ff.)。カントは、既知の三つの項A, B, Cと未知のD項について、 $A:B=C:D$ のような関係が成り立つときには、D項を「類推」することができる」と説明している。その際にカントは、数学的な類比では定数が与えられるものの、現存在を問題とする「哲学においては…違って」おり、「第四項を経験中に見出すための標識」「知覚から経験の統一が発現すべき…規則」(A180/B222)を与えるのみであると述べている。この類推が数学と

異なるのは、 $A:B=C:D$ のイコールが、数学では関係が「量的に」同一であるが、哲学では「質的に」同一である、ということに基づく。

つまり、我々がもしこの「類推」理解に依るならば、何らかの先行する $A:B$ に当たる比例式が、エーテルについての知覚とエーテルとの関係に先立っていることになるだろう。前者の比例式をもとにして、現実的知覚 C から事物 D への類推が可能になる。知覚の現実性は、少なくともこの引用箇所では、独立して与えられるものではなく、この類推の項目として理解されなくてはならない。

では「要請」章において類推の範型となる $A:B$ にあたる比例式はなんだろうか。例えば、様相と並行しているもう一つの原則、すなわち経験の類推においては、「生起するあらゆるものは原因を持つ」という一般法則が先行することで、結果 C と（あるはずの）原因 D との関連が考察されることとなるのかもしれない。とはいえ、先述のように、「要請」において、先行する比例式にあたる「規則」はこのような一般法則と同一視できない。そうではなく、

もし我々が経験から始めないなら、或いは現象の経験的な関連の法則に従って進むことをしないなら、我々は何らかの物の現存在を推論し探究しようとして無為に過ごすことになるだろう。(A226/B274)

とあるように、「経験的な関連の法則」がそれである。このように、仮説的推論は、我々が第二の論点で説明したように、予め法則性を満たすものでなければならない。カントはこのような法則として、「既知の経験的な諸法

則」(A223/B270) や「経験一般の形式的かつ客観的条件」(A223/B271) に合致することを挙げている。これらによって、その概念の指示する対象が「可能的」となる。これらは仮説の経験的妥当性を神話や疑似科学と異なるものとして権利をもって主張するための最低限の条件と言える。すなわち、エーテル概念は、既知の個々の法則に合致していたり、直観形式との合致が与えられる限りで、「経験のあらゆる対象の基づく条件」(A224=B271) が得られ、対象たる資格を有するのである。このようにして与えられた概念と概念の対象が、それぞれ A 及び B となる。概念レベルでの客観的妥当性はここで与えられていると見てよい。そして、概念に「知覚」が付加されるときに、この関連が「現実的」と言われるのであるが、知覚と対象との関係は、その一項 C が与えられれば D もまた与えられるはずだ、という類推・推論の関連に立つ(第1節②)。こうした推論のためには、経験の対象の条件に従うものとしての知覚(エーテルについての知覚として概念的に解釈される場所の、鉄粉の運動の知覚)があればよく、対象それ自体の直接的な現前としての知覚(エーテルそれ自体の知覚)が与えられる必要はない。この意味で、知覚とエーテルの関連($C:D$)は、概念と対象との関連($A:B$)からの「類推」(つまり悟性能力の能作)にほかならないのである。

以上のように、対象論的な構造は、概念と概念の対象との関連($A:B$)が当該の対象の知覚(C)に先立ち与えられていることを要求する。 C の知覚を、エーテルについての知覚として解釈するためには、 $A:B$ において、エーテルという対象が、経験的条件に適ったものとして——概念レベルではあるが——思

考えられていなければならない。したがって、現実的な知覚-対象関係C:Dは、可能的な概念-対象関係A:Bを離れて存在するものではない。以上のように、カントはC:Dのヨコ関係の背景にA:BからC:Dへのタテ関係を見出し、これを「知覚との結合」と呼んだのである。CがDに現実性を「付け加える」という仕方では与えるのではないし、またDがCに現実性を与えるのでもない。知覚が仮説の真理性に拘束されるということ（第1節③）は、むしろ、概念とのタテ関係を表している。

カントは、既存の学説との合致や直観との一致や無矛盾性以上に、「知覚」を要求する——この一点だけみれば、カントは経験論者に近い。しかし、カントは、空虚な純粹概念に感性的に与えられたものを付加すれば現実に達するなどと考えてはいない。直観は対象を与えるが、与えられる対象については概念的思考もまた必要である。そして概念の出所は結局「自発性」（A50/B74）である他ない。自然を探究しようとし、エーテルという概念を産出的に構想している自由な創造的精神のみが、エーテルについての主張を知覚に基づけることができるのである。その意味で、知覚世界は、既に知的関心に定位された概念的な事象内容を含んでいるのである。

類推における概念の寄与は、古い概念形成理論とは似ても似つかない⁵⁾。様相カテゴリーのもとで行われる類推（タテ関係）は、もはや、概念に知覚という種差を付加することではない。A:BとC:Dは、質的に全く同一の関係なのである。つまり、概念と対象の理論が、知覚と実在の理論である。概念が対象を立てるように、知覚は知覚不可能なものを立てるのだ（第1節①）。両者が結びつくところに現実性という様相がある。伝統的合理

主義哲学は、現実が可能的なものから抽象されると誤解し（したがって現実には概念=可能性よりも貧弱なものである）、伝統的な経験論哲学は、可能的なものが、感覚によって与えられる現実から抽象されると誤解し（したがって概念は感覚=現実よりも貧弱なものである）ているのだが、MW論法が示しているのは、従来の概念形成理論は完全に覆されなくてはならないということである。カントはヴォルフ派と異なり、無矛盾な概念や明晰判明な概念は「可能的」と言い得ても、現実的ではないと考えている。しかし、それは、かかる概念に知覚を付け加えることで現実となる（経験論）、ということではない。むしろ概念と質的に全く同一である知覚と対象の関係が、この概念との類推によってのみ「現実的」と言いうる。概念を投げ込まなければ、知覚すら可能ではない。一方で、知覚が可能でなければ、概念は無意味なのだ。仮説と実証を旨とする自然科学の登場は、まさにこのような意味において、従来の概念形成理論の、そしてそれとともに古い合理主義及び経験論の没落の呼び声なのであり、カントの哲学は、この動向に対応している⁶⁾。

以上からはまた、因果カテゴリーと区別された様相カテゴリーの独立した意義も示される。エーテルについての仮説は、上述してきた質的同一関係に基づいて、「第四項を経験中に見出すための標識」となる。これは、これやあれやの結果にも原因があるはずだ、という一般的言明ではなく、エーテルがあるはずだ、というような具体的な主張である。実際、エーテルが現実のものだとすれば、その有無や真偽の検証は概念的な無矛盾性ではなく、例えば物理的な観測手段を用いて経験中に見出されるかどうかで判定するべきだ。「様相」

とりわけ「現実性」とは、このような仮説形成に際して不可欠の超越論的な機能である。したがって、こうした検証装置とその前提となる合法的な客観的経験（例えば物理学）が可能である限り、どのような経験的思考も様相の区別が必要であるということになる。これが、様相の原則のカント的な意味での論証ということになる。

終わりに

様相カテゴリは、仮説を形成する際の我々の象徴機能に直結している。この様相の理解を通じて、仮説の認識論的意義を示すことが本稿の企てであった。客観的経験が可能ない限り、どの経験的思考も様相の区別が必要である。なぜなら、経験的思考は外界の法則性を主張する仮説の正当化の過程であり、知覚の現実性は当該の過程に欠くことができないからである。この論証では、感覚的所与が仮説を実証する際に因果性は必ずしも必要ではなく、ただ予想されているだけで様相は十分機能していると述べることができた。他方、この論証は、感覚的所与には概念が先立っていることを主張している。

「単に可能な（だが完全な）百ドルと現実の百ドルの違いは、対応する概念的内容にあるのではない。むしろその違いは、概念の外側に、概念が主体の認識能力や認識の条件とどのように関係しているかにある」（Abaci 2019: 203）。「現実」は夢や空想ではない、しかし、「現実」には、概念レベルでの思考を伴いながら、対象を分節化しつつ知覚すること、この我々の象徴機能から切り離し得ないという側面がやはりある。ここまでを本稿は論じた。しかしそれは、我々が否定し得ないと感じる「現実」もまた権利上はエンテレ程度

の仮説性しか持たず、現実世界を示す最も強力な道具であるはずの科学の中にさえ能作や構成がある、という批判的な告発だったのではないか。仮説を通じて、逆に人間の持つ象徴機能のほつれの一部に焦点を当てられたとすれば、本稿の企てはいつそう成功していることになる。

注

- 1) Abaci 2019: 185-186も同様である。なお、最近の繁田の研究では、現実性がより広い射程を持つ概念として捉え直されて、例えば二角形などの直観不可能な対象や（繁田2019）、スウェーデンボリの千里眼のような対象（繁田2023）にも現実性が見込まれるようになってきている。
- 2) 山本義隆2003, 911頁参照。
- 3) この解釈を採る論者として、Abaci 2019: 176, 185を見よ。
- 4) 一方、「経験の類推」に上述の課題を見るのがGuyerである。かれは因果関係の条件に因果関係の理解が必要だとするのである。この点を批判したのがLonguenesse (2004, 167 n.) で、「経験の類推」で扱うのは「すべてのものに原因がある」というようなかなり一般的な原則であるから、経験科学における個々の法則の正当化可能性と混同してはならないとする。しかしGuyerの言う正当化可能性が「類推」で扱えないなら、因果関係の理解や正当化という行為にそもそもどのような意義を与えるべきか。私見によればそれを補完するのが「要請」章である。
- 5) 五十嵐2018は、カントの概念論は基本的に「ボルジュリオスの木」が成り立つ関係を扱うと言う。とはいえ、現実的な事物（概念の適用対象）がもはや類と種差のみで定義され得ないとすれば、この概念論の読み直しも必要だろう。
- 6) Friedman 2000はLonguenesseの著書へのコメントだが、この観点からカント思想を紹介したのとして簡潔にして要を得ている。

参考文献

カントの引用は慣例に従ってアカデミー版の巻数・ページ数を付した。その他カントの著作についても、アカデミー版の巻数・ページ数を付した。また原文のゲシュペルト体は下線で示し、引用と本文の強調は傍点で示す。引用者の補足は〔 〕で表し、…は省略を表す。

Abaci, Uygur 2019: *Kant's Revolutionary Theory of Modality*, Oxford University Press.

Bennett, Jonathan, 1966, *Kant's Analytic*, reprinted 2016, Cambridge University Press.

Friedman, Michael, 2000, "Logical Form and the Order of Nature: Comments on Beatrice Longuenesse's *Kant and the Capacity to Judge*", *Archiv für Geschichte der Philosophie* 82 (2): 202-215.

Guyer, Paul, 1987: *Kant and the Claims of Knowledge*, Cambridge University Press.

Grünewald, Bernward, 1986, *Modalität und empirisches Denken*, Felix Meiner.

Leech, Jessica, 2012, "Kant's Modalities of Judgment", *European Journal of Philosophy*, 20/2, 260-284.

Longuenesse, Beatrice, 2005: *Kant on the Human Standpoint*, Cambridge University Press.

Watkins, Eric, 2004: *Kant and the Metaphysics of Causality*, Cambridge University Press.

Wolff, Christian, 1754, *Vernünfftigen Gedancken von den Kräfften des menschlichen Verstandes*, in: Christian Wolff *Gesammelte Werke*, pt. 1, v. 1, Olms, 1978.

五十嵐涼介2018:「カント論理学の形式的分析(1)」
哲学論叢(45)、16-30頁。

繁田歩2018:「カント認識論における「超越論的肯定」の意義—神話の出発点としての所与性—」
早稲田大学総合人文科学研究センター研究誌 6, 175-187頁。

—2019:「「矛盾」概念の再検討—カントと二角形の問題—」
日本カント研究20、21-30頁。

—2023:「カントにおける現実性の指標性につい

て」
文学研究科紀要68、55-69頁。

手代木陽2018:「ヴォルフにおける「可能性の補完」
としての現実存在」
ライブニッツ研究(5)、
180-198頁。

藤井良彦2014:「ヴォルフの存在論のために」
立正
大学哲学会紀要(9)、105-118頁。

山本義隆2003:『磁力と重力の発見3』みすず書房。